

第30回江戸川区農業委員会定例会 議事録

1. 開催日時 令和7年12月23日(火) 午前10時00分～

2. 開催場所 グリーンパレス「高砂」

3. 出席委員 (12名)

会長	13番	岩楯 重治		
委員	1番	中里 良子	2番	小林 俊明
	3番	田島 勝	4番	佐久間 梅吉
	5番	関口 賢一	7番	寺内 敏一
	8番	島田 茂	9番	石井 慎一
	10番	村山 雅美	11番	石川 善一
	12番	眞利子 隆		

4. 欠席委員 (1名) 6番 芦田 正之

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議事

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出の報告について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について

議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて

議案第2号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用申請に要する適格者証明願いについて

議案第3号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 石塚 修

係長 石塚 幸治

係員 砂森 かおり

係員 鈴木 恵衣

7. 会議の概要

議 長 　ただ今より第30回江戸川区農業委員会を開会します。なお本日、芦田委員さんより欠席とご連絡をいただいております。日程第1の議事録署名委員ですが、私からお願い申し上げますので、よろしく願いいたします。佐久間委員さんと関口委員さんに議事録署名委員をお願いいたします。

議 長 　それでは、日程第2の議事に入ります。報告第1号をお願いいたします。

事務局 　報告第1号（農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について）について、専決により4件の書類を受理いたしました。転用場所、内容については、議案書のとおりです。以上でございます。

議 長 　報告第1号について、質問等ございませんか。
（質問、異議なし）

議 長 　ないようですので了承いただきたいと存じます。

議 長 　次に、報告第2号をお願いいたします。

事務局 　報告第2号（農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について）について、専決により4件の書類を受理いたしました。転用場所、内容については、議案書のとおりです。以上でございます。

議 長 　報告第2号について、質問等ございませんか。
（質問・異議なし）

議 長 　ないようですので了承いただきたいと存じます。

議 長 　次に、議案第1号をお願いいたします。

事務局 　議案第1号（生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて）についてご審議願います。議案第1号の申請場所については、次ページ以降に地図と公図を載せております。以上でございます。

議 長 　議案第1号について、村山委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

村山委員 　12月1日に事務局の砂森さんと鈴木さんと●●さんの畑の現地確認を行いました。当日は●●さんにお話しをお伺いしました。畑は露地となっており、サトイモ、ダイコンなどの野菜と果樹が植えてありました。栽培した作物は●●していたそうです。現在は週に1度●●さんが畑にきて耕作しており、3年ぐらい耕作を続け、大変であれば農

地を減らしていきたいとおっしゃっていました。生前、●●さんが主たる従事者として畑や経営管理をされていたと聞いています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 地区担当委員の証言がございますので、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問ご異議はございませんか。

(質問・異議なし)

議 長 それでは、議案第1号について証明書の発行を承認することといたします。

議 長 次に、議案第2号をお願いいたします。

事務局 議案第2号(租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用申請に要する適格者証明願いについて)についてご審議願います。議案第2号の申請場所については、次ページ以降に地図と公図を載せております。以上でございます。

議 長 議案第2号の1について、村山委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いいたします。

村山委員 12月8日に事務局の鈴木さんと畑の現地確認をおこないました。●●さんは40年以上農業をされていて、お伺いした当日もビニールハウスで小松菜を栽培しており、露地では果樹を植えてありました。一部、家の日陰となる部分では、冬ということもあり作付けしていませんでしたが、きちんと耕耘されていました。また、サニーレタスも育てており自身が所有する●●していました。他にも小松菜などを●●や●●として出荷しております。長年農業経営をされており問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 議案第2号の2について、石井委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いいたします。

石井委員 12月11日に事務局の宮下さんと鈴木さんと畑の現地確認に行きました。農地は鉄骨ハウスとパイプハウスが2棟、露地となっていました。鉄骨ハウス内では小松菜を播種しており、芽が出てきたところでした。ほかの農地はしっかり耕耘がされており、近くに住む農家さんに教えてもらいながら冬の野菜を育てていく予定と聞いております。農地もしっかり管理されており、継続の意思を確認しております。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 地区担当委員の証言がございますので、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問ご異議はございませんか。

(質問・異議なし)

議 長 それでは、証明書の発行を承認することといたします。

議 長 次に、議案第3号をお願いいたします。

事務局 議案第3号（(租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて) についてご審議願います。概要及び経過を説明いたします。

まず1番目の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり6筆です。引き続き農業経営を行っている期間は令和4年4月12日～令和7年4月11日です。

2番目の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり3筆です。引き続き農業経営を行っている期間は令和4年4月4日～令和7年4月3日です。

以上でございます。

議 長 議案第3号の1について、田島委員さんが確認を取っておりますので報告をお願いします。

田島委員 11月28日に事務局の砂森さん、鈴木さん、柳田さんと●●さんの畑の現地確認に行ってまいりました。●●さんの畑は6筆あり4か所に分かれ、すべて鉄骨ハウスで小松菜の周年栽培をされています。主な出荷先として●●に卸し、そのほか●●や●●と契約し栽培しております。パートさんを雇い大規模に栽培しており農地もしっかり管理されています。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 議案第3号の2について、石井委員さんが確認を取っておりますので報告をお願いします。

石井委員 11月28日に砂森さん、鈴木さん、柳田さんと●●さんの農地の現地確認に行ってきました。畑はすべてビニールハウスとなっており、自宅横のハウスでは小松菜、キャベツ、ケール、インゲン豆などを育て年末の●●にて販売する予定です。ほかの2か所のハウスでは●●の小松菜が蒔いてあり、順調に育っていました。農地としてしっかり管理されており、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 地区担当委員さんの証言がございまして、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、証明書の発行を承認することといたします。

議 長 以上をもって、議事を終了いたします。

